

資料2

福岡市社会的養護自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 社会的養護経験者等への支援を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握と必要な支援や体制等について検討するにあたり、専門的見地から幅広い意見を聴取するため、「福岡市社会的養護自立支援協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議会)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 社会的養護経験者等の実態把握に係る調査内容等に関すること。
- (2) 社会的養護経験者等への必要な支援に関すること。
- (3) その他、社会的養護経験者等の自立支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、10名の委員で組織する。

- 2 福岡市こども未来局こども健やか部こども家庭課長（以下「課長」という。）は、委員会を主宰し、委員会の議事進行を行う。
- 3 課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、課長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、局長が招集する。

- 2 局長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により協議会が開催できないと局長が認める場合、局長は個別に委員の意見を聴取し、協議会の開催とすることができる。

(協議会の公開)

第5条 協議会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、協議会を公開することにより、当該協議会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第6条 委員等及びその他検討会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福岡市こども未来局こども家庭課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

福岡市社会的養護自立支援協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市社会的養護自立支援協議会設置要綱第5条の規定に基づき、福岡市社会的養護自立支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴する旨を事務局の職員に申し出て、事務局の職員の指示に従い、傍聴席に着かなければならない。

(定員等)

第3条 協議会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ福岡市こども未来局こども健やか部こども家庭課長（以下「課長」という。）が定めるものとする。

2 課長は、傍聴席が満員のときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(入場ができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、協議会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならぬ。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議場において写真等を撮影、又は録音をしてはならない。ただし、特に課長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、協議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速かに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 課長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、課長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、課長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度課長が決するものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場において、次の事項を守って下さい。

- 1 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 会議場において発言しないこと。
- 3 みだりに席を離れないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- 6 たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- 7 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- 8 その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

傍聴者は、会場においては課長又は事務局の職員の指示に従って下さい。

傍聴者が、上記の遵守事項を守らない場合、又は課長、事務局の職員の指示に従わない場合は、退場していただく場合があります。

福岡市社会的養護自立支援協議会

傍聴者受付名簿

番号	名 前	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		